

消防法が 28 年ぶりに 大きく改正されました

平成 14 年度
神戸市消防局
予防部 査察課

法改正広報資料

はじめに

消防法が 28 年ぶりに大きく改正され、平成 14 年 10 月 25 日より施行されました。

今回の改正は、昨年 9 月 1 日に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災で、44 名もの人命が奪われた大惨事を教訓に、その要因である避難施設（廊下、階段等）の管理不備や防火管理体制の欠落などを是正し、これらの事故を防止するため、その内容の大幅な見直しが図られたものです。

- ・「ビル管理者による防火管理の徹底」
- ・「避難・安全基準の強化」
- ・「消防機関による違反是正の徹底」

の 3 点を柱とし、違反に対する罰則についても強化されています。特に定期点検制度については平成 15 年 10 月 1 日から運用開始されます。以下の内容についてご確認ください。

ビル管理者による防火管理の徹底

建物の定期点検報告制度の導入

一定の規模、用途の建物に対し、「防火対象物点検資格者」に次の事項等を定期的に点検させ、その結果を報告することとされました。

- ・消防用設備等の設置維持
- ・防火管理上必要な業務（消防計画の作成、消防訓練、避難施設の管理等）
- ・防災物品の使用
- ・火気設備等の適切な使用
- ・少量危険物・指定可燃物の取扱い

なお、定期点検報告の必要となるのは、特定防火対象物（不特定多数の人が出入りする建物）のうち次に該当するものです。

- ～収容人員が 300 人以上のもの
 - ～階段が 1 箇所のもので、3 階以上又は地階の階に特定用途（飲食店、物品販売店等）が存するもの（屋外階段が設けられているものを除く。）
- （注）階のフロアで避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分がある場合は、その階全体で見れば階段が 2 箇所以上あっても階段が 1 箇所のもと同様に取り扱うこと。



を建物に表示することができるようになります。

また、消防法令の適合情報を利用者に提供できるように、点検を行った旨

定期点検報告制度の特例

定期点検報告の内容が優良なものについては、点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられ、3 年ごとに点検報告すればよいとされています。特例認定は、消防署に申請を行い、これに基づく検査を行ってから認定されることとなっています。

なお、定期点検報告に虚偽があったり、認定期間中に違反があったりすると取消しになることがあります。（詳しくは、消防署でお尋ねください。）

避難・安全基準の強化

飲食を伴わない風俗店等の規制

「性風俗関連特殊営業を営む店舗等」が消防法施行令別表第一の用途分類に、項八として追加されました。

これまでは、飲食を伴わないファッションマッサージ、フッシュンヘルス、イメージクラブ、テレフォンクラブ等のいわゆる風俗店舗については、～項（その他の事業所）として取り扱ってきました。しかし、こうした店舗は、災害発生時、逃げ遅れた人の危険性の高さを鑑みて、消防法の規制が厳しい特定防火対象物として義務を課すようになりました。

すでに営業を行っているこれらの店舗は、改正法令に適合するように設備改修等を行わなければならないこととなります。

階段や防火戸等の付近の物品存置禁止を法制化

避難上必要な施設等（廊下、階段、避難口

等)についての管理基準が法制化されました。その内容は次のとおりです。

- ・避難に必要な施設等における日常的な避難経路の管理
- ・防火戸の日常的な機能確保及び管理

これらの管理に支障が生じると、即時除去命令や場合によっては建物の一部使用禁止になることがあります。

消防法

第八条の二の四

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難に必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならぬ。

小規模雑居ビルへの自動火災報知設備の設置拡大

小規模雑居ビルや階段が1箇所のビルで特定防火対象物に該当するものうち、次に該当するものには、自動火災報知設備を設置しなければならないとされました。

- ① 項イ（特定複合用途）の建物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- ② 階段が1箇所のもので、3階以上又は地

階の階に特定用途が存するもの（屋外階段があれば除外）

その目的は、建物の利用実態や構造の複雑化が進んでいること、火災発生時には早期に避難を開始する必要があることなどです。

なお、この規定は、既存の建物についても適用され、平成17年10月1日までに自動火災報知設備を設置しなければならないこととされています。

消防機関による措置命令及び違反是正の徹底

立入検査の効果的な実施

これまでの立入検査は、日出から日没までの時間帯又は営業時間内の時間帯に行うこととされ、事前通告を行うことを原則としていました。

ところが近年、建物の用途、利用形態等の多様化や深夜営業の店舗等が増加し、生活形態の変化等に対応するため、立入検査を行う際の時間制限が撤廃され、違反実態等を正確に把握することが必要なことから、事前通告なしで立入検査を行うことが原則となります。

消防吏員による物件の除去命令の発動

従来の命令権者（命令しうる者）は、消防長又は消防署長でしたが、査察した職員がその場で命令できる要件が新たに制定されました。

すなわち、避難経路となる廊下や階段に放置された物件の除去や火災予防上危険な設備の使用禁止など緊急性のあるものについては、



階段室踊り場が更衣室になっている

当該建物の関係者に対して、命令を発動することができ、次のような場合がこれに該当します。

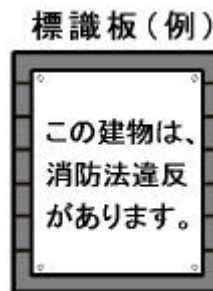
- ・火を使用する行為や火気設備等（物件に限る。）の使用の規制に関するもの
- ・火を使用する行為の後始末に関するもの
- ・類焼又は延焼を引き起こす物件の処理に関するもの
- ・類焼するおそれがあるほか、消防活動や避難の確保に支障をきたすおそれがあるものの措置に関するもの

措置命令の強化及び公示の義務付け

措置命令、使用禁止命令等の発動要件が明確化されたことにより、防火管理関係違反、消防用設備等関係違反についても、使用の禁

止、停止若しくは制限命令が発動しやすくなり、消防機関が違反是正の徹底のため、迅速かつ機宜に措置を講じ、機動的に対応できるようになりました。

また、消防機関が措置命令を発した場合には、その旨の標識を建物に設置し、公示することが義務付けられました。これは、利用者、周辺の住民などがこうした違反のある建物から大きな被害を受けないための情報提供の役割を担っています。



標識板(例)

罰則の強化

消防法は、日常生活において、規制の効果が目に見えにくく、その効果は火災等の非常時のみに発揮されるものであることなどの理由から、他の法令と比較して遵法意識が低かったと言え、また、法人に対する両罰も規定自体がおかれていなかったという経緯があり、今回の改正で大幅に見直しを図られ、罰則が強化されました。

主な罰則

消防用設備等の設置命令…罰金3千万円以下
火災予防措置命令…罰金1億円以下